

敦賀市病院事業管理者職務代理について（お知らせ）

地方公営企業法第 13 条第 1 項及び敦賀市病院事業管理者の職務代理に関する規程の規定に基づき、下記のとおり 院長 新井良和 が敦賀市病院事業管理者として職務を代理しますのでお知らせします。

記

1. 病院事業管理者職務代理者の職名及び氏名

敦賀市病院事業管理者職務代理者

市立敦賀病院 院長 新井良和

2. 職務代理期間

令和 5 年 8 月 7 日から地方公営企業法第 7 条の 2 第 1 項に基づく管理者が任命されるまでの間